

「山梨県就職氷河期世代正社員化促進奨励金」 のご案内

山梨県では、就職氷河期世代の正社員雇用の促進を図るため、国の『キャリアアップ助成金(正社員化コース※)』の支給決定を受けた事業主に対して奨励金を上乗せ支給し、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを支援します。

※正社員化コース…有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として、直接雇用した場合。

支給の要件

【対象労働者】 ※①～③のすべてにあてはまる方が対象です。

- ①「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の区分を実施された労働者であること
- ②正規雇用労働者に転換又は直接雇用された時点の満年齢が35歳以上55歳未満の者であること
- ③正規雇用労働者に転換又は直接雇用された時点において、山梨県内を就業地とする又は山梨県内に居住する者であること

【支給対象事業者】 ※①～⑤のすべてにあてはまる事業者が対象です。

- ①令和3年4月1日以降に対象労働者の正社員転換等を実施し、「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の支給決定を受けている事業者であること
- ②山梨労働局管内に雇用保険適用事業所があること
- ③当該転換等日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、雇用保険被保険者を解雇等、事業者の都合により離職させた事業者以外の者であること
- ④対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など)
- ⑤県税に未納がないこと

【支給額】

「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の区分を実施された労働者
1人につき10万円

※令和3年4月1日以降の転換等が対象です。



裏面もご覧ください

※この奨励金は、内閣府の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用しています。

「山梨県就職氷河期世代正社員化促進奨励金」

のご案内

県への申請書提出について

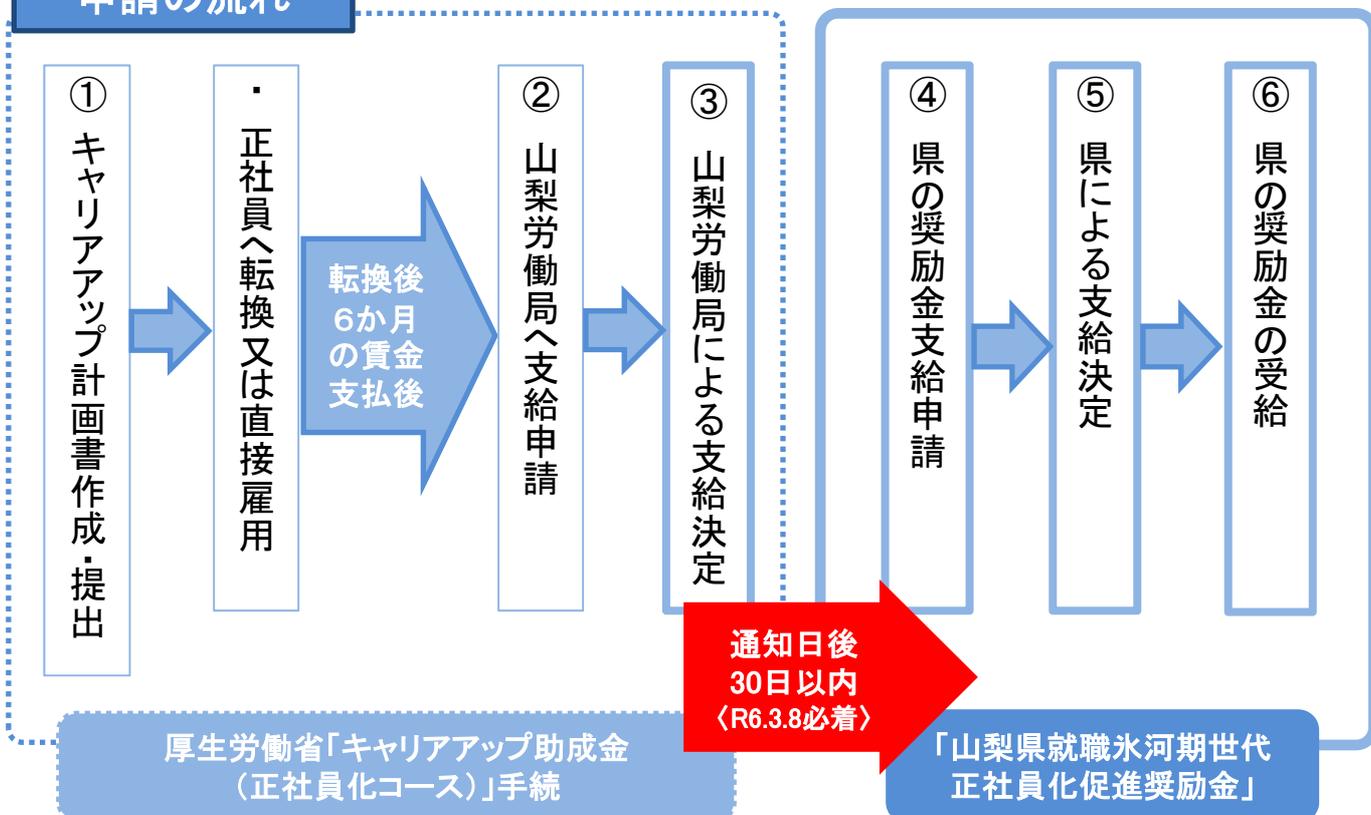
- ◆受付期間 : **令和5年4月1日(土)～令和6年3月8日(金)**
※ただし、予算がなくなり次第、受付終了。
- ◆申請方法 : 「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」支給決定通知後**30日以内**に関係書類を添えて、山梨県労政人材育成課地域雇用担当 (〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1)まで提出してください。(郵送可)
- ◆提出書類 : 奨励金支給申請書(第1号様式)、奨励金状況書(第1号様式の2)、奨励金申告書(第1号様式の3)、
「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の支給決定通知書(写) ほか

※詳しくは、県のホームページに掲載されています。

山梨県 氷河期 奨励金

検索

申請の流れ



※詳しくは山梨労働局またはハローワークにお尋ねください。

【問合先】山梨県産業労働部労政人材育成課地域雇用担当 ☎055-223-1562